7 授業料

◆授業料の額

令和７年４月１日現在

区分	授業料	納入期限
前期分	267,900円	５月12日
後期分	267,900円	11月12日

※在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。
納入期限が土・日・祝日に当たる場合は、その直後の平日が納入期限となります。

◆納入方法

授業料は前期と後期の2回に分けて納入してください。

入学年度の前期授業料は、「振込依頼書」によって、納入期限までに金融機関窓口等で納入してください。

１年次の後期分からは、原則として、「預金口座からの自動引き落とし」により授業料を徴収しますので新入生（大学院生を含む）は「福井県立大学授業料預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を財務課（永平寺キャンパス本部棟2階）へ提出してください。

引落日は、各学期始めのオリエンテーションでお知らせするほか、口座振替通知書等でもお知らせしますので、引落日の前日までに口座に入金しておいてください。

なお、授業料の免除等の申請をした人、残高不足等により預金引き落としができなかった人には、「振込依頼書」を発行しますので、金融機関窓口等で納入してください。振込手数料は納入者の負担となります。

なお、大学窓口での納入はできません。

授業料を期間内に納入しない場合は、学則に基づき除籍となり、学生の身分を失うことになりますので注意してください。

◆授業料の免除・納付期限の延長

大学独自制度による減免・徴収猶予

経済的な事情（原則大学院生および留学生）や不測の災害などにより、授業料の納入が困難であり、学業成績が優秀であると認められる学生は、授業料の免除または納付期限の延長を受けることができます。

授業料の免除または納付期限の延長を希望する場合は、授業料の納入期限までの定められた期日までに、授業料免除・徴収猶予申請書を学生カウンター（就職・生活支援課）へ提出してください。

この場合、日本学生支援機構などの奨学金を申請・受給することが条件になっていますのでご注意ください（留学生除く）。

修学支援新制度による減免（学部生用）

日本学生支援機構の給付奨学金の支援対象となっている方、または3人以上の扶養世帯を対象とした免除制度があります。詳細は、大学ホームページ→「学生生活」→「在学生の方へ」→「授業料・授業料免除」を確認してください。

◆休学期間の授業料

休学願を提出し、学長の許可を得て休学した場合の授業料は以下のとおりです。

前期または後期の途中で休学	当該期の授業料を徴収する。ただし、４月中または10月中から休学する場合は、休学の翌月からの授業料を月割りで免除する。
前期または後期の全期間を休学	当該期の授業料は徴収しない。

◆退学時の授業料

退学願を提出し、学長の許可を得て退学した場合の授業料は以下のとおりです。

前期末をもって退学	後期からの授業料は免除する。
前期または後期の途中で退学	退学の翌月からの授業料を月割りで免除する。

◆特待生制度

学業成績が特に優れ、かつ、人物が優秀であると認められる学生について、学期ごとに、各学科および１年次生を除く各年次１名（経済学部にあっては各学科2名）の学生を特待生とし、奨学金を支給します。